

新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校再開ガイドライン 【特別支援学校版】（令和2年5月20日時点）

島根県教育委員会

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う政府からの緊急事態宣言の発令を受け、島根県では4月20日から全ての県立学校を一斉臨時休業としてきました。1カ月を超える臨時休業期間を終え、5月25日から全ての県立学校を再開するにあたっては、これまでと同様に感染拡大防止のための万全の校内体制を整えることが求められるだけでなく、「三つの密（密閉・密集・密接）」を避けながら子どもたち一人一人の健やかな学びを保障する「新しい学びの環境づくり」を進め、段階的に学校教育活動の再開を行っていく必要があります。

これからは、新型コロナウイルスと向き合いながら学校生活を営むための新たな行動スタイルの在り方を、児童生徒等及び教職員一人一人が考え、行動し、定着させていくことが求められます。各学校においては、このガイドラインに従い、管理職を中心として、より一層安心・安全な学校づくりを進めていただくようお願いします。

1 保健管理等について

（1）基本的な感染症対策の実施について

□令和2年3月25日付け島教企第1428号「新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）」で示した内容のとおり、引き続き次の事項について徹底を図ること。

①感染源を絶つこと

次の方法により、発熱等の風邪の症状がみられる児童生徒等については、自宅で休養させることを徹底する。教職員についても同様の対応とする。

- ・家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認
- ・登校前に確認できなかった児童生徒等については、教室に入る前の保健室等での検温及び風邪症状の確認

②感染経路を絶つこと

手洗いや咳エチケット、マスクの着用を徹底する。教室やトイレなど、児童生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒等が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、適宜、消毒液を使用して清掃を行うなど、環境衛生を良好に保つ。

③抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。

(2) 授業等教育活動を行うにあたっての注意事項について

- 教室等は休み時間毎に窓を広く開けて換気を行うようにし、授業中においても2方向それぞれ1つ以上の窓を開けるよう努めること。
- エアコンを使用する場合には、外側の前後の窓と廊下側の窓を一部開けるよう努めること。
- 換気の程度は天候や教室の位置によって異なるため、必要に応じて学校薬剤師と相談すること。
- 教室においては、できる限り身体的距離の確保(概ね1～2メートルの距離)に努めること。しかし、十分な距離がとりにくく、近距離での会話が必要な場合には、マスクを着用すること。教職員は常にマスク着用を徹底すること。
- できる限り、多人数で集まらないように、学級もしくは学習グループをまたいだ学習集団は組まないようにすること。また、多人数の学級や学習グループにおいては、空き教室や特別教室を活用して、1箇所に集まる人数を減らすようにすること。

(3) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等について

- 医療的ケアの必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒については、特に次のことに留意すること。

①登校の判断

医療的ケアを必要とする児童生徒等(以下、「医療的ケア児」という。)の状態は様々であるが、医療的ケア児の中には呼吸の障がいがあり、気管切開や人工呼吸器を使用する者も多く、重症化リスクが高いことから、医療的ケア児が在籍する学校においては、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をすること。基礎疾患等のある児童生徒等(以下、「基礎疾患児」という。)についても同様に対応すること。

②学校教育活動における感染対策

医療的ケア児や基礎疾患児の教育活動については、感染リスクをより一層低減させるように努めること。

(4) 休憩時間等における注意事項について

- 教室等の換気を徹底するとともに、外から教室等に入る時やトイレの後、昼食等の前後など、こまめな手洗いを徹底すること。
- 昼食をとる際には、机を向かい合わせにしないことやできるだけ会話を控えさせることなど指導すること。

(5) 体調を崩した児童生徒等への対応について

- 校内の別室（休養室等）で検温、問診を行い、発熱等の風邪症状が認められる場合は、保護者の迎えを要請し、帰宅させること。
- 帰宅させるまでの間、他の児童生徒等と接触させないように別室（休養室等）で待機させること。
- 児童生徒等の帰宅後はその部屋の消毒を行うこと。
- 学校の構造上どうしても別室（休養室等）の確保が難しい場合は、可能な限り他者との接触が避けられるよう、保健室等に仕切りをするなどして場所を確保すること。その際には、換気を十分に行い、他者との間隔が2 m以上となるようにするなど感染防止の措置をとること。

2 学習指導について

(1) 臨時休業期間中に実施した家庭学習の内容の評価について

- 臨時休業中の家庭学習の成果は、授業に準じた成果として、臨時休業期間中の学習状況の記録の提出や臨時休業期間中に与えた課題についての小テストの実施などにより、児童生徒等の障がいの状態等に応じて対応し、学習評価に適切に加味すること。
- 休業期間中に課題等で取り組んだ学習内容や教科指導を中心とした計画的登校日に行われた授業内容は、一定の要件を満たす場合、学校再開後の授業において再度取り扱う必要はないこと。

(2) 授業の遅れへの対応について

- 年間指導計画の見直し、時間割編成の工夫、学校行事の精選や夏季休業・冬季休業の短縮（参考・高等学校での対応：夏季休業は土日祝日を含み最低限10日程度、冬季休業は7日以上の上の休業日は確保すること）による授業時間の確保などにより、各学校において対応すること。
- 上記の場合に、児童生徒等の負担が過重とならないように配慮するとともに、各校の指導体制に見合った授業日数・授業時数になっているか、教職員の負担が過重にならないかなどについて配慮すること。
- 通常の授業時程の前後に授業を設定することも可能であるが、児童生徒等の通学手段や通学時間帯についても十分に考慮するとともに、教職員の所定の勤務時間外に授業を行う場合は勤務時間の割り振りを適正に行うこと。
- これらの対応により、年間の学習計画に基づく履修が進むよう配慮すること。
- 日曜日及び土曜日については、現時点ではこれまでどおり休業日とし、授業日としては取り扱わないこと。

(3) 実技指導や実習等を伴う教科の指導について

- 実技指導を伴う教科の指導にあたっては、衛生管理等をより一層徹底することに加え、「三つの密」を徹底的に回避すること。
- 年間指導計画の中で指導の順序を変更することや共用の教材、教具、情報機器などの適切な消毒、それらに触る前後での手洗い・除菌行為の徹底をすること。
- 更衣室等の利用については短時間の利用としたり、一度に大勢が使用したりしないよう工夫すること。
- 次のような学習活動については、適切な感染症対策を講じた上、飛沫が飛ぶことを防ぐ、長時間の密集状態を避けるなどの点を徹底した上で実施すること。
 - ・音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動
 - ・家庭科における調理等の実習

(4) 作業学習の実施について

- 作業学習における調理については、販売することを目的とし、従来から衛生管理には細心の注意を払っていると考えられる。したがって、1（1）や2（3）で示した感染症対策を講じた上で、衛生管理をより一層徹底し実施すること。
- その他の作業学習においては、1（1）、（2）に示した感染症対策を講じること。
- 客などの外部の方と接触する場合は、感染防止のため、マスクや手袋を着用し、透明ビニールカーテンで遮蔽するなど感染症対策を徹底すること。

(5) 自立活動の実施について

- 自立活動においては、指導上教員も児童生徒等もマスクの使用ができない場合や児童生徒等との接触が不可避な場合などが想定されるため、指導計画や指導方法の見直し等を行うとともに、やむを得ない場合は一層の感染症対策を講じた上で指導を行うこと。

(6) 体育の実技について

□上記(3)に加え、令和2年5月15日付け島教保第82号「教科指導を中心とした計画的登校日および学校再開後の体育授業での実技について(通知)」で示した内容のとおり、次の事項に留意の上、適切に実施すること。

- ・臨時休業中において運動不足となっている児童生徒等もいると考えられるため、十分な準備運動を行うとともに、当面の間、身体に過度な負担のかかる運動は避けること。
- ・用具は使用する前に消毒するとともに、授業の前後の手洗いを徹底すること。
- ・できる限りマスクの着用を推奨するが、着用については熱中症予防や運動強度等を考慮し適切に判断すること。
- ・児童生徒等が密集する運動や身体接触のある運動は避け、個人や少人数で周囲と距離をとることができる運動を行うこと。
- ・大きなかけ声や向かい合って発声する運動は避けること。
- ・密接した隊形による集合、整列等は避けること。
- ・可能な限り屋外で実施するか、屋内で実施する場合は窓を広く開け、換気をこまめに行うこと。
- ・更衣室等の利用については短時間の利用としたり、一度に大勢が使用したりしないよう工夫すること。

3 学校行事の実施について

(1) 全校集会、学年集会等について

□集会を行う意義や必要性を確認しつつ、実施する時期、場所や時間、開催方法等について十分に検討を行うこと。

□必要に応じて校内放送システム等を利用した開催を検討すること。

□体育館等に集まって実施する際は、感染拡大防止の取組を行った上で、次の点に留意すること。

- ・窓を広く開け、換気に努める。
- ・整列する際の間隔を広くとる。
- ・短時間で終了するよう、集会等の内容を簡素にする。

(2) 遠足、修学旅行等について

□当面の延期又は中止を検討すること。

□延期を検討する場合は、行き先や交通機関の状況などの情報収集をした上で、慎重に検討すること。

4 部活動について

□別紙「教育活動の再開に伴う部活動の実施及び学校外における部活動の実施について」のとおりとすること。

5 児童生徒等の心のケアについて

- 学校再開後、学級担任や養護教諭等を中心にきめ細かな健康観察や面談を行い、休業期間中のストレスや感染への不安、今後の学校生活に対する不安など児童生徒等の心の健康状況の把握に努めること。
- 必要に応じて、スクールカウンセラー等による支援を行うとともに、相談窓口（「いじめ相談テレフォン」、「24時間子供SOSダイヤル」等）を適宜周知するなど、児童生徒等の心のケア等に配慮すること。
- 新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識や情報の提供を行い、感染者、濃厚接触者、治療にあたる医療従事者等に対する偏見や差別が生じないような学校環境づくりに努めること。また、そのような事案に直面した場合の児童生徒等の心のケアを含めた支援についても、適切に対応すること。
- 文部科学省作成保健教育指導資料「新型コロナウイルス感染症の予防～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して～」(令和2年4月)を有効に活用し、発達段階を踏まえた指導を工夫すること。
(掲載HP https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm)

6 学校給食について

- 学校給食を実施するにあたっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を行うよう改めて徹底すること。
- 給食の配食を行う児童生徒等及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、毎日点検し、適切でないと認められる場合は配食を行わないなどの対応をとること。
- 児童生徒等全員が食事の前の手洗いを徹底すること。会食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、または会話を控えるなどの対応が考えられること。

7 寄宿舎における対応について

- 寄宿舎において、軽い風邪症状等、体調がすぐれない場合、速やかに保護者へ連絡し、保護者へ引き渡すこと。保護者に引き渡すまでは、他の児童生徒等や教職員になるべく接触しないよう、別室等で対応すること。

8 児童生徒等の出欠の取扱いについて

- 学校再開後、保護者から感染の危険性がある等の理由で学校を休ませたいとの申し出があった場合には、保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針について理解を得るよう努め、原則として「出席停止・忌引き等の日数」とは取り扱わないこと。
- 感染経路が不明な患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断した場合には、指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録することができる。
- 発熱や咳などの風邪の症状が見られる時は、引き続き自宅で休養させるよう徹底を図り、その場合の扱いはこれまでどおり出席停止として取り扱うこと。

(別紙)

教育活動の再開に伴う部活動の実施及び学校外における部活動の実施について

保健体育課・社会教育課

学校再開後の部活動の実施については、感染拡大防止の観点から新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が示した3つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）を避けること、及び身体的距離の確保が重要であるという考え方をもとに、当面の間、下記により対応いただきますようお願いいたします。

なお、この間の部活動については、新型コロナウイルス感染防止のため、限られた条件の中で実施することになることから、スポーツや文化、科学等の楽しさや喜びを味わうこと、生徒が部活動を通して豊かな学校生活を送れること、仲間や指導者との人間関係の形成や心身の健康の保持増進を図り、生徒の生きる力を育成することといった観点を重視した活動となるようお願いいたします。

記

1 部活動実施上の留意事項

- (1) 部活動への参加にあたっては、生徒・保護者の意思を尊重すること。また、健康観察を徹底し、体調の優れない生徒は参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。
- (2) 活動場所の窓やドアを広く開け、換気をこまめに行うこと。
- (3) 複数人が使用する器具等は、定期的に消毒すること。器具等を直接消毒することが困難な場合は、使用前後の生徒自身の手洗いや消毒を徹底すること。
- (4) できる限りマスクの着用を推奨するが、熱中症予防や運動強度等を考慮すること。
- (5) 活動時間は1時間程度とし、登校日以外（土日・休日等）は原則として行わないこと。
- (6) 身体接触のある練習は避けること。
- (7) 対人および複数で行う練習は2m程度の距離をとること。また、順番待ちの整列、集合・ミーティング等においても同等の間隔を取ること。
- (8) ゲーム形式の練習は原則として行わないこと。ただし、ゲームを想定した動きを部分的に練習する内容や、2m程度の身体的距離が常時確保できる種目に関してはこの限りではない。
- (9) 大きなかけ声や対面による発声等は避けること。
- (10) 活動場所が狭く密集した状態が起こる場合は、時間をずらして同時に活動する人数を減らすなどの工夫をすること。
- (11) 部室等の利用については短時間の利用としたり、一度に大勢が使用しないなど3つの密を避けるための工夫をすること。
- (12) 校地外での活動、校外の運動施設及び文化施設等の利用は、原則として行わない。
- (13) 臨時休業中において運動不足となっている生徒もいると考えられるため、十分な準備運動を行うとともに、当面の間、身体に過度な負担のかかる活動を避けるなど、生徒の怪我防止には十分留意すること。
- (14) その他、文部科学省が示す「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&A（令和2年5月13日時点）」を参考にして適切に実施すること。

また、分散登校中において部活動を実施する場合は、同Q&A問79も参考にされたい。

2 学校外における部活動実施について

令和2年4月30日付け島教企第222号「県立学校の教育活動の再開に向けての対応について（通知）」で通知していますが、合同練習や合宿等の実施、公式試合を含む対外試合やコンクール等への参加については、当面の間は行わないこととします。

なお、今後の専門家会議等による新型コロナウイルス感染拡大に関する見解や、県内の感染状況を踏まえ、解除について検討します。